

大川市議会第5回定例会会議録

平成26年9月1日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子
6番	箴	島	か	おる	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎			
副	市	長	酒	見	隆	司			
教	育	長	記	伊	哲	也			
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親	
(兼)	会	計	課	長					
消		防		長	大	淵	慶	人	
(兼)	総	務	課	長					
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸
総	務	課		長	石	橋	徳	治	
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長				

企 画 課 長	古 賀 文 隆
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	下 川 慎 司
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第45号 大川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第47号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第48号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第49号 大川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第50号 大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 平成25年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第53号 平成25年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成25年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成25年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成25年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成25年度大川市上水道事業会計決算認定について
- 議案第59号 平成26年度大川市一般会計補正予算
- 議案第60号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第61号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第62号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について
- 議案第63号 大川市教育委員会委員の選任について
- 議案第64号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第6号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第63号、第64号、諮問第2号、第3号)

午前9時30分 開会

○議長（石橋正毫君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第5回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてなど23件、ほかに請願3件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして本日から9月19日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月19日までの19日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査については、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

この内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案23件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてまで、議案23件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）（登壇）

皆様おはようございます。議員の皆様方にはお集まりをいただきまして、感謝申し上げます。

議案の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成26年第5回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は23件であります。その内訳は、報告1件、条例議案7件、決算認定に関する議案6件、予算議案3件、その他6件であります。

まず、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

次に、議案第45号 大川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、全国的に少子化が続く中、本市も同様に、児童・生徒数が減少傾向にあり、このため、小・中学校における適正な学校規模及び学校配置を検討するため、「大川市学校適正規模・適正配置化検討委員会」を設置しようとするものであります。

次に、議案第46号から議案第48号につきましては、いずれも平成27年度から実施の子ども・子育て支援新制度に対応するため、市条例の制定が必要となったものであります。

まず、議案第46号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の改正により、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供するものとして、家庭的保育事業等が創設され、市長が認可することとされたことに伴い、認可に当たっての基準について条例で定めるものであります。

次に、議案第47号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、施設・事業者からの申請に基づき、市長が給付する財政支援の対象であることを確認することとされたことに伴い、確認に当たっての基準を条例で定めるものであります。

次に、議案第48号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第49号 大川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められること、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第50号 大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第51号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、屋外での大規模な催しを指定し、必要な防火管理体制を構築するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第52号 平成25年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度の未処分利益剰余金902,401,317円のうち1,400千円を減債積立金に、82,806千円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 平成25年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第57号 平成25年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

5議案とも、それぞれ平成25年度歳入歳出決算の認定をお願いするものであり、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書及び当該決算にかかる主要な施策の成果を説明する附属書類を配付しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第58号 平成25年度大川市上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書を添えて提出

しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第59号 平成26年度大川市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものであり、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修等に要する経費21,208千円、市制60周年記念事業費補助金3,500千円、当初予算を上回る申請が見込まれることに伴う省エネ型防犯灯設置費補助金5,000千円を計上いたしております。

民生費につきましては、木の香園自立支援センター（仮称）整備費補助金10,000千円、年金システム改修業務委託料692千円、三又学童保育所改修事業費12,037千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、畜産振興総合対策事業費補助金3,147千円、農業集落農道施設整備工事費13,000千円を計上いたしております。

土木費につきましては、当初予算を上回る申請が見込まれることに伴う老朽危険家屋等除却促進事業補助金3,000千円、木造戸建て住宅耐震改修事業補助金1,800千円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、平成26年7月2日から5日にかけての豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設にかかる災害復旧事業費156,232千円を計上いたしております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費2,977千円、土木費3,245千円を災害復旧費へ組み替えるため、それぞれ減額いたしております。

以上により、今回の補正総額は、223,394千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当した次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、水路災害復旧事業、道路災害復旧事業の追加をお願いするものであります。

次に、議案第60号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、高額療養費システム改修業務委託料及び平成25年度療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては、国庫支出金及び県支出金をもって充当した次第であります。

次に、議案第61号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成25年度介護給付費支払基金交付金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当した次第であります。

次に、議案第62号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を変更する必要性が生じたため、同法第252条の6の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 大川市教育委員会委員の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に谷川朋昭君を選任しようとするものであります。同君は、人格識見ともにすぐれ、社会的信望も厚く、教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市固定資産評価審査委員会委員に石橋公子君を選任しようとするものであります。同君は、人格識見ともにすぐれ、社会的信望も厚く、地域社会発展のために貢献されているところであり、固定資産税の公正さを期す任務からして、最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号及び諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、議案の末尾にそれぞれ理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として木下裕之君、田中次男君を推薦しようとするものであります。両君は、人格識見ともにすぐれ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（石橋正毫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第6

号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第63号 大川市教育委員会委員の選任について、議案第64号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについての以上5件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第6号については以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第63号 大川市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第63号 大川市教育委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第64号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第64号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。あす9月2日と3日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る4日の午前9時から開くことになっておりますので、念の

ため申し添えておきます。

なお、ここで先ほど教育委員に選任同意されました谷川朋昭君から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。

○教育委員（谷川朋昭君）（登壇）

おはようございます。ただいま教育委員会委員の選任に御同意をいただきました谷川朋昭でございます。

微力ではございますが、教育行政に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石橋正毫君）

ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前 9 時 52 分 散会